

(最終更新日：2012年6月1日)

適格回収金口座・適格投資対象

1. 適格回収金口座

証券化スキームにおいてサービサーが原債務者から回収した資金は、SPC 名義の回収金口座に送金され、短期間滞留した後、投資家への元利金やその他必要費用額として分配される。回収金等が一時的に口座開設先金融機関に滞留するため、口座開設先金融機関の信用リスクの影響を受けることとなるため、証券化商品の格付では、原則以下のように格付とリンクする形で、適格回収金口座の要件を設けている。¹

◇証券化商品にかかる格付と適格回収金口座の関係

【長期証券化商品（1年超）の場合】

証券化商品の格付		「AAA」～「A-」	「BBB+」～「BBB-」
適格回収金口座 ²	(短期優先債務格付)	「J-1」以上	「J-2」以上
	(長期優先債務格付)	「A-」以上	「BBB-」以上

【短期証券化商品（1年以内）の場合】

証券化商品の格付		「J-1+」～「J-1」	「J-2」
適格回収金口座	(短期優先債務格付)	「J-1」以上	「J-2」以上
	(長期優先債務格付)	「A-」以上	「BBB-」以上

(注) 通常証券化期間中に口座開設先金融機関の格付が低下した場合には、格付の低下が発表された日から一定期間以内³に適格回収金口座としての要件を満たす新たな口座に回収金等に移転させることが必要になる。

2. 適格投資対象

証券化商品によっては、現金準備金を長期間積み立てておくなど SPC における資金の滞留期間が比較的長期にわたることがあり、資金効率を高めるために一定の運用をする場合があるが、かかる運用に際しても以下のような要件を設けている。

¹ JCR から格付を取得していない場合であっても、適格と判断することもある。

² 口座開設先金融機関の短期優先債務格付がない場合は長期優先債務格付で対応する。

³ 通常 10 営業日以内や 1 ヶ月以内が多い (JCR では 1 ヶ月以内を原則としている)。

◇適格投資対象および対照表

【適格投資対象】

投資商品	国債、政府保証債 CP、預金、信託銀行の銀行勘定（下表参照） 無担保コール、国債レポ ⁴ 、CP 現先等（下表参照）
期間	原則、計算期日の4営業日前までに満期が到来するもの、中途解約可能なもの、又は随時引出可能なもの（金融機関の対応能力如何では、例外的に2営業日前までに満期が到来するものでも対応可能）
通貨	証券化商品の元利金等の支払いに利用される通貨
その他	いずれも元本割れしないもの（オーバーパーで発行される債券等、償還損が生じるおそれがあるものへの投資も不可）

◇証券化商品にかかる格付と適格投資対象の関係

【長期証券化商品（1年超）の場合】

証券化商品の格付		「AAA」～「A-」	「BBB+」～「BBB-」
適格投資対象 ⁵	（短期優先債務格付）	「J-1」以上	「J-2」以上
	（長期優先債務格付）	「A-」以上	「BBB-」以上

【短期証券化商品（1年以内）の場合】

証券化商品の格付		「J-1+」～「J-1」	「J-2」
適格投資対象	（短期優先債務格付）	「J-1」以上	「J-2」以上
	（長期優先債務格付）	「A-」以上	「BBB-」以上

（注）証券化期間中に適格投資対象の格付が低下した場合は、当該格付公表後または撤回後1ヵ月以内に他の適格投資対象に変更することを原則としている。

以 上

⁴ 売戻価格（経過利子相当分を売買単価に加えた利含みの価格）が買付価格（経過利子相当分を売買単価に加えた利含みの価格）を下回らない売戻条件付の買付に限る。また、売戻条件付の買付の場合、買付の相手方はJCRの適格投資対象の格付を満たさなければならない。

⁵ 口座開設銀行の短期優先債務格付がない場合は長期優先債務格付で対応する。

◆留意事項

本文書に記載された情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、当該情報はJCRの意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル